

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十八年四月一日

目 次
規 則

岐阜県選奨生奨学金貸与規則等の一部を改正する規則

(教育財務課)

ページ

岐阜県選奨生奨学金貸与規則等の一部を改正する規則をこのに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

規 則

岐阜県規則第四十九号

岐阜県選奨生奨学金貸与規則等の一部を改正する規則

(岐阜県選奨生奨学金貸与規則の一部改正)

第一条 岐阜県選奨生奨学金貸与規則(昭和五十八年岐阜県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「一回につき一年以内で」を削り、「期間」の下に「ただし、一回に猶予を認める期間は、一年を限度とする。」を加える。

(岐阜県高等学校奨学金貸与規則の一部改正)

第二条 岐阜県高等学校奨学金貸与規則(平成十四年岐阜県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「一回につき一年以内で」を削り、「期間」の下に「ただし、一回に猶予を認める期間は、一年を限度とする。」を加える。

(岐阜県子育て支援奨学金貸与規則の一部改正)

第三条 岐阜県子育て支援奨学金貸与規則(平成十八年岐阜県規則第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「一回につき一年以内で」を削り、「期間」の下に「ただし、一回に猶予を認める期間は、一年を限度とする。」を加える。

(岐阜県選奨生奨学金貸与規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第四条 岐阜県選奨生奨学金貸与規則等の一部を改正する規則（平成二十四年岐阜県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一項の前の見出し及び同項から附則第四項までを削り、附則第一項の見出し

附
則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十八年四月一日発行

発行者

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社